

業務仕様書

1 委託業務名

大阪・関西万博デジタルプロモーション業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和7年12月24日（水）まで

3 業務目的

2025年4月13日に開幕する大阪・関西万博は、三重の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、本県においても、関西広域連合が設置する関西パビリオン内に三重県ブースの出展や、会場内にて催事イベントを行う。

万博における三重県の取組の発信、プレゼント企画を行うことで機運醸成をはかり、会場及び三重県ブースへの来場者を増加させることで、本県の魅力をより多くの人々に発信し、県への誘客を図るものである。

4 業務内容

本業務において受託者は、下記（1）から（10）の業務を行う。なお、業務の実施にあたっては、三重県と十分に協議・調整すること。

（1）SNS広告業務

ア SNS広告用動画等の作成

広告配信に使用する動画及びキャンペーンビジュアルを作成すること。

（ア）動画

- ・三重県ブース等を内容とした動画を全体版3本以上、終盤・閉幕後1本以上（計4本以上）作成すること
- ・全体版のうち1本については、会場内の三重県ブース等において動画や写真の新規撮影を1回以上行い、会場の様子を組み込んだ動画とすること
- ・1本あたりの動画の長さは5分以内を目安とするが、動画内容に応じた最適な長さを県と協議の上決定すること

（イ）キャンペーンビジュアル

- ・全体版3種類以上、6つの期間限定特別展示各1種類以上、自治体参加催事1種類以上、多目的エリアイベント1種類以上、終盤・閉幕後1種類以上（計12種類以上）、デザインを作成すること
- ・作成したデザインから、配信するSNSにあわせたサイズの静止画を作成すること
- ・全体版デザインのみ、B2サイズのポスター及びA4サイズのチラシで使用可能なサイズの静止画を作成すること

（ウ）留意点

作成にあたっては、以下の内容に留意すること。

- ・大阪・関西万博に三重県がブースを出展していること、自治体参加催事、多目的エリアイベントを行うことがわかるようにすること
- ・三重県ブース、自治体参加催事、多目的エリアイベントに行きたいと思わせるような内容とすること
- ・魅力的なデザインやキャッチコピーを用い、三重県ブース、自治体参加催事、多目的エリアイベントの出展内容をPRすること

- ・ターゲット層は日本に在住の満 18 歳以上かつ、大阪・関西万博への来場が期待できる層とすること
- ・デザインについては県と協議し、決定すること
- ・一部県から提供する素材（三重県ブースのパス図等）を除き、原則事業者において素材の収集を行うこと

イ SNS 広告の実施

SNS 広告媒体を決定し、SNS 広告を実施すること。

- ・使用する SNS 広告媒体のアカウントを新規作成し、運用すること
- ・広告配信期間については、(1) ア (ア) 及び (イ) にて作成した動画やキャンペーンビジュアルを活用して、万博開幕直前から会期冒頭までの期間、会期冒頭から会期末までの期間、6 つの期間限定特別展示、自治体参加催事、2 回の多目的エリアイベント催事及び会期終盤から閉幕後の 12 期間に分けて実施すること（各期間については別添参照）
- ・各期間の詳細スケジュールは県と協議して決定すること
- ・ターゲット層は日本に在住の満 18 歳以上かつ、大阪・関西万博への来場が期待できる層とすること
- ・SNS 広告の各期間ごとの視聴回数を最低限 60 万回以上確保すること（視聴回数が 60 万回に満たない場合、減額対応を行うこととする）

ウ ランディングページの作成

広告内 URL と連携したランディングページを作成すること

- ・三重県の大阪・関西万博での取組を紹介する内容とし、詳細な掲載内容については県と協議し決定すること
- ・ページの作成場所については、県と協議の上、決定すること
- ・ページの長さについては、A4 サイズ 5 枚程度のページ長さとする
- ・広告実施時期にあわせて随時内容を更新すること

(2) プレゼントキャンペーン実施業務

ランディングページと連携させたプレゼント応募フォームを作成し、当選した応募者にプレゼントの配布を行うこと。

ア キャンペーンの企画

プレゼント企画は、万博開幕直前から会期冒頭、6 つの期間限定特別展示、自治体参加催事、2 回の多目的エリアイベント催事及び会期終盤から閉幕後の、計 11 回行うこと。（各期間については別添参照）

イ 応募フォームの作成

応募フォーム内にて 10 問以上最大 30 問程度のアンケートを作成し、応募者の意見を調査すること。

- ・アンケートの項目については、県と協議の上、決定すること
- ・応募フォームに記載された情報について、とりまとめの上、集計・分析を行うこと

ウ プレゼントの配布

応募者の中から、プレゼントの当選者を完全無作為に決定し配布を行うこと。

- ・プレゼントの内容は、大阪・関西万博入場チケット（ペアチケット）や期間限定特別展示の各テーマに合わせたものとし、県と協議して決定すること。
- ・計 11 回のプレゼント企画において、プレゼントは各回 1 種類以上とし、当選者へ提供するプレゼントの平均単価（万博入場チケットを除く）を 3,000 円以上とすること
- ・プレゼントについては各回最低限 50 人程度を当選させるものとする

- ・プレゼントの調達・発送を行うこと（調達・発送に係る費用は委託業務に含む）
- ・プレゼント当選者への対応は各SNS広告終了後1週間以内に行うこと
- ・プレゼントの配布は原則各SNS広告終了後1か月以内に行うこと
- ・見積書には、プレゼント送料として234万円（税抜）を計上すること。ただし、当選者及びプレゼント内容によって送料に変動があるため、全てのキャンペーン実施後、実際にかかった費用に応じて減額又は増額の変更契約を行うこととする

(3) 機運醸成に係る取組

県と協議の上、大阪・関西万博及び三重県ブースの機運醸成に向け、(1)ア(イ)で作成したデザイン等も活用したチラシ等を1万枚以上作成すること。

チラシ等の納入日については、県と協議の上、決定すること

(4) 効果測定

クリック率等の指標を用いて数値目標を設定して業務の成果や課題等について効果検証を広告実施期間ごとに行い、報告すること

- ・広告媒体を複数使用する場合は、各媒体の広告表示回数、応募数を記録すること
- ・県と協議し、アンケートデータおよびランディングページの集計・解析を行うこと

(5) その他、企画提案コンペで提案を行った取組にかかる業務

企画提案コンペで提案を行った取組について、実施にかかる経費は契約金額内で行うこと。

(6) 委託業務計画書等の提出

受託者は契約締結後速やかに県と協議の上、仕様書に基づいて業務委託の具体的な委託業務計画（スケジュールを含む）を作成し、委託業務計画書（様式任意）として提出すること。

(7) 協議、打合せ

業務実施にあたっては、県と連絡を密にとり、情報を共有し、十分に協議を行いながら進めること。また、必要に応じて外部有識者の意見を聴取しながら進めること。本業務に係るミーティング等を開催する際は、議事録の作成を行い県へ提出すること。

(8) 業務実施体制

ア 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

イ 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(9) 納品する成果物等

本業務の終了後、令和7年12月24日（水）までに業務実績に係る報告書を2部提出すること。また、報告書とは別に、制作した動画等（撮影元データを含む）をDVD等の電子媒体に収録して提出すること。

ア 報告書記載事項

- ・SNS広告、作成動画・キャンペーンビジュアル、プレゼント、応募情報の概要
- ・業務の効果検証

イ 提出先 三重県津市広明町13番地

三重県 雇用経済部 大阪・関西万博推進プロジェクトチーム

(10) 独自提案

上記（１）から（９）をより効果的に実施し、業務の目的の達成につなげる方策があれば、契約上限額の範囲内で提案すること。

例）各種メディア、広報媒体での掲載等

5 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（１）受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

（２）契約締結権者は、業務受託者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

6 留意事項

（１）本委託で生じるデータの所有権及び著作権、広告媒体におけるアカウントの所有権については、三重県に帰属する。ただし当該事業で得られた個人情報に含まない。

（２）受託者は関係法令に基づき適正に個人情報の管理及び処理を行う。

※受託者は、三重県によるデータ廃棄の要請があった場合、個人情報保護法に基づき遅滞なく指示に従う。

（３）本委託で作成する広告媒体のアカウント、応募キャンペーン用HPについて、業務終了後廃棄すると共に、他者から二次利用されないよう留意すること。

（４）三重県は、データを県民等に対する広報目的のために、他の媒体で使用する可能性がある。

（５）本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

（６）乙は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意すること。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。

（７）本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら三重県の責めに帰す場合を除き、すべて乙の負担とし、紛争が生じた場合、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

（８）契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

（９）受託者は、業務を実施するにあたり、障がいや理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第７条第２項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

（１０）この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存すること。

（１１）本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度三重県と協議すること。